

「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策

■介護に取り組む家族が介護休業・介護休暇を取得しやすい職場環境の整備

- ・介護休業93日を分割取得できるよう制度見直しを検討。
- ・介護休暇についてもより柔軟に取得可能となるよう制度見直しを検討。
- ・介護休業給付水準の引上げを検討(40%→67%)。

■元気で豊かな老後を送れる健康寿命の延伸に向けた機能強化

- ・国保等の先進的なデータヘルスの取組の全国的な横展開を通じ、生活習慣病等の重症化を予防。
- ・市町村の効果的な介護予防等の取組の先進事例を横展開。

■生きがいを持って社会参加したい高齢者のための多様な就労機会の確保、経済的自立に向けた支援

- ・雇用保険の適用年齢の見直しを検討。
- ・生涯活躍のまち構想について必要な法制を含む制度化を検討。
- ・シルバー人材センターの「臨時的」・「短期的」・「軽易」という業務範囲限定の要件を緩和。

第3の矢「安心につながる社会保障」(介護離職ゼロ)

厚生労働省
平成28年度予算PR版より

必要な介護サービスの確保

高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保

○都市部を中心とした在宅・施設サービスの整備の加速化・支援の拡充(地域医療介護総合確保基金(介護分)の積み増し)【27補正 921億円】【28予算 423億円】

2020年代初頭までに、約10万人分の在宅・施設サービスの前倒し、上乗せ整備を支援するとともに、定期借地権の一時金の支援拡充等、用地確保が困難な地域における施設整備への支援の拡充を行う。

求められる介護サービスを提供するための人材の育成・確保、生産性向上

○離職した介護職員の再就職支援、介護福祉士を目指す学生等に対する支援【27補正 261億円】

離職した介護職員の再就職準備金の貸付制度の創設、介護福祉士を目指す学生への修学資金貸付の拡充。

○地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用した介護人材対策の加速化

【27補正119億円】【28予算 60億円】

地域医療介護総合確保基金を活用し、中高年齢者を対象とした介護職の入門的研修や介護施設・事業所内保育所の整備・運営などの取組をより一層加速化。

○介護ロボットやICTの導入促進及び効果的な活用方法の検討等【27補正 54億円】【28予算4.3億円】

介護ロボットの導入を支援するとともに、介護ロボットの活用方法やICTの活用による効果を検証するモデル事業を実施。また、介護ロボット等開発の着想段階から現場のニーズの反映などの取組を支援する。

介護する家族の不安や悩みに応える相談機能の強化・支援体制の充実

○認知症施策の推進【28予算 57億円】

初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や、地域支援推進員による相談対応、認知症カフェの設置やボランティアによる認知症の人の居宅訪問(「認とも」)等を推進。

介護に取り組む家族が介護休業・介護休暇を取得しやすい職場環境の整備

○仕事と介護の両立支援策の推進【28予算 19億円】

中小企業における労働者の円滑な介護休業の取得及び職場復帰などを図るための「介護支援プラン」の策定を支援するとともに、介護離職防止等の取組を行う事業主に対する助成金を新設。

○労働政策審議会における検討を踏まえ介護休業給付の給付率の引上げ(40%→67%)を実施

【28予算 44億円】

働く環境改善・家族支援

希望する者が働き続ける社会の実現

第3の矢「安心につながる社会保障」(生涯現役社会)

健康寿命延伸に向けた取組

元気で豊かな老後を送れる健康寿命の延伸に向けた取組強化

○予防・健康インセンティブの取組への支援【28予算 1.2億円】

民間組織で構成される「日本健康会議」が掲げる、予防・健康づくりのインセンティブを推進する自治体を増やす等の取組を支援。

○高齢者の低栄養防止・重症化予防等の取組推進【28予算 3.6億円】

高齢者の特性を踏まえた保健指導等を実施することにより、低栄養、筋量低下等による心身機能の低下の予防、生活習慣病等の重症化予防等を推進。

○地域における介護予防の取組を推進するための支援【27補正 18億円】【28予算 1億円】

高齢者の介護予防等の拠点となる「介護予防・生活支援拠点」の整備を支援するとともに、効果的な介護予防等の取組が全国の市町村で実施できるよう技術的な支援などを実施。

○総合的ながん対策の推進【28予算 356億円】

「がん対策加速化プラン」に基づき、「予防」「治療・研究」「がんと共生」を3本の柱として、がん対策を加速化。

高齢者等のための多様な就労機会の確保、経済的自立に向けた支援

○生涯現役社会の実現【28予算 280億円】

現在、労働政策審議会において65歳以上の高齢者への雇用保険の適用拡大について検討を進めているが、ハローワークにおいては、65歳以上の求職者に対する支援を強化するほか、積極的に高齢者の雇い入れ等を行う事業主への支援を拡充。また、シルバー人材センターにおいて、地方公共団体や経済団体と連携し新たな就業機会を創造する事業を創設。

○高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業(仮称)の実施【28予算 2.6億円】

(公財)産業雇用安定センターにおいて、高年齢退職予定者のキャリア等の情報を登録し、その能力の活用を希望する事業者に対してこれを紹介することにより、高年齢者の就業促進を図る。

○起業等による高年齢者等の雇用を創出する企業に対する助成措置の創設【28予算 8.7億円】

多様な就労機会の確保を図り、生涯現役社会の実現を積極的に推進するため、高年齢者等による成長が期待される分野での起業(いわゆるベンチャー企業)等を行い、高年齢者の雇用を創出する企業に対する助成を実施。

○障害福祉サービス事業所等の基盤整備【27補正 60億円】【28予算 70億円】

障害児・者が地域で安心して生活できるよう障害福祉サービス事業所等の整備について補助を行う。

○年金生活者等支援臨時福祉給付金のうち低所得の高齢者向けの給付金【27補正 3,624億円】

※ 第1の矢にも関連

アベノミクスの成果の均てんの観点から、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援。

高齢者等の所得全体の底上げ、地域づくり

地方分権について

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針【概要】

＜平成27年12月22日 閣議決定＞

1. 基本的考え方

- 地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
- 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤。地方創生における極めて重要なテーマ
- 地方からの提案を受けて、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進

2. 一括法案等の提出

- 法律改正事項については、一括法案等を平成28年通常国会に提出することを基本
- 現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化
- 引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告

3. 移譲に伴う財源措置その他必要な支援

- 移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施

4. 主な見直し事項(提案募集方式ならでの成果)

1. 地方創生、人口減少対策に資するもの

- ・空き家への短期居住等に旅館業法が適用されない場合の明確化
- ・病児保育事業に係る看護師等配置要件の趣旨の明確化
- ・緑地面積率条例制定権限の町村への移譲
- ・都市公園における運動施設の敷地面積に係る基準の弾力化
- ・地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅の賃借人の対象に学校法人を追加

2. これまでの懸案が実現に至ったもの

- ・新たな雇用対策の仕組み～ハローワークの地方移管～
- ・診療所に係る病床設置許可権限等の指定都市への移譲
- ・水質汚濁物質の総量削減計画に係る国の同意廃止

3. 地域の具体的事例に基づくもの

- ・小規模な給水区域の拡張による水道事業の変更認可又は届出に係る水需要予測の簡素化
- ・施設入所児童等に係る予防接種の保護者同意要件の緩和
- ・災害時における放置車両の移動等に係る措置の拡大

4. 委員会勧告方式が対象としていなかったもの

- ・公営住宅の一部入居者(認知症患者等)に対する収入申告方法の拡大

平成27年の地方からの提案に関する対応方針(厚生労働省関係)のポイント

1 事務・権限の移譲

(国から地方公共団体、都道府県から市区町村(指定都市を含む))

- 医薬品等の製造販売に係る都道府県承認権限の範囲拡大(国から都道府県)【告示改正】
※一般用漢方処方製剤、生薬単味製剤であって、日本薬局方(41条1項)に品質に係る規格が定められているもの
- 食鳥検査を行う指定検査機関の指定権限等の移譲(国から都道府県等)【法改正】
- 診療所に係る病床設置許可権限等の移譲(都道府県から指定都市)【政令改正】

(備考)

- (1) 地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入し、地方からの提案を受けて、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進するもの。
- (2) 法律改正事項については、一括法案等を平成28年通常国会に提出することを基本とするもの。
- (3) 厚生労働省に関するもののうち、
 - ・事務・権限の移譲等が7項目
 - ・規制緩和(義務付け・枠付けの見直し等)が33項目

2 地方に対する規制緩和

- ハローワーク利用者の利便性を高めるための国と地方が連携した新たな雇用対策の仕組みの構築【法改正】
- 病児保育事業において看護師等が迅速に駆けつけられるならば常駐は要件としない旨の明確化【通知】【要綱改正】
- 移住を目的とし、当該物件を自治体が把握している場合等には、空き家への短期居住等に旅館業法が適用されないことの明確化【通知】
- 小規模な給水区域の拡張を行う場合の水道事業の変更認可又は届出手続における水需要予測の簡素化【手引き改訂】
- 施設入所児童等に係る予防接種の保護者同意要件の緩和(連絡がとれない場合、施設長でも可能とする等)【通知】【省令改正】

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(厚生労働省関係)の概要

雇用関係

- ハローワーク利用者の利便性を高めるための国と地方が連携した新たな雇用対策の仕組みの構築【法改正】
- 高等職業訓練促進給付金の支給期間の拡大等【検討】
- 労働組合基礎調査について、オンライン回答率が高い都道府県の取組事例を通知【周知】

子ども・子育て、児童福祉関係

- 朝・夕の時間帯における保育士配置要件の弾力化【検討】
⇒ 平成27年度に特例的に実施している取扱(朝・夕の児童が少数である時間帯において保育士1名に代え、保育士でない保育業務経験者等を配置することを許容するもの)について、保育業務経験者等の要件を明確化した上で平成28年度以降も実施する方向で検討し、平成27年度中に結論。
- 病児保育事業に係る職員配置に関する要件の明確化【周知】【政省令等】
⇒ 利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、保育士及び看護師等の常駐を要件としないうなど、柔軟な対応が可能であることを明確化。
- 児童養護施設等の入所児童等であって、満18歳を超えて措置延長されている者について、児童相談所で一時保護を行えるようにする【検討】
- 児童福祉司の職員配置基準につき、昨今の児童虐待相談対応件数の増加傾向を踏まえ、業務量に見合った体制を整備【検討】

医薬品・食品関係

- 医薬品等の製造販売に係る都道府県承認権限の範囲拡大【政省令等】
⇒ 医薬品の承認の事務・権限については、告示を改正し、以下に掲げる一般用医薬品であって、日本薬局方において品質に係る規格が定められているものは、承認基準の見直しを行った上で、都道府県に移譲する。
 - ・一般用漢方処方製剤(平成28年度中)
 - ・生薬単味製剤(平成29年度中)
- 食鳥検査を行う指定検査機関の指定権限等の移譲【法改正】
⇒ 指定検査機関の指定、業務規程及び事業計画の認可、報告徴収・立入検査等の事務・権限について、都道府県、保健所設置市及び特別区に移譲する。
- 総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等について、国の立入調査を都道府県等の監視指導と併せて実施することとする【周知】

旅館業・水道事業関係

- 非農林漁業者が農林漁業体験民宿業を行う場合における旅館業法の特例【政省令等】【検討】
⇒ 農林漁業者以外の者が自宅の一部を活用して農林漁業体験民宿業を営む場合について、簡易宿所の客室面積33㎡以上の条件を適用除外とする。
また、空き家を活用して農林漁業体験民宿業を営む場合の客室面積の条件についても検討し、平成28年中に結論を得る。
- 旅館業法の適用要件の明確化【周知】
⇒ ①地方公共団体において対象物件が特定され、②居住しようとする者が真に対象物件の購入意思又は長期賃貸意思を有し、当該意思を地方公共団体が確認する措置が執られることにより、実態として反復継続して不特定多数の者が利用することのない措置が担保されている場合は、旅館業法の適用外となることを、平成27年度中に地方公共団体に通知する。
⇒ 地方公共団体が設置する地域協議会等が事業実施主体となり、宿泊者から宿泊料に相当する対価を受けず、当該体験学習に係る指導の対価のみを受ける場合には、旅館業法の適用外となることを、平成27年度中に地方公共団体に通知する。

※【法改正】は、次期通常国会提出予定の地方分権一括法案等で対応予定のもの。
【政省令等】は、法令、告示、通知、交付要綱、手引きの見直し等で対応するもの。
【検討】【周知】は、それぞれ、検討するもの、現行制度でも対応可能なことを周知するもの、

- 産後ケア事業の実施に当たっての留意点等を定めるガイドラインの策定等【検討】
- 小規模な給水区域の拡張を行う場合の水道事業の変更認可又は届出手続における水需要予測の簡素化【政省令等】

医療関係

- 診療所に係る病床設置許可権限等の移譲【政省令等】
 - ⇒ 以下に掲げる事務・権限について、指定都市に平成29年度から移譲する。なお、診療所の病床設置等の許可については、指定都市市長から開設地の都道府県知事に協議し、その同意を求めることとする。
 - ・診療所の病床設置等の許可
 - ・居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として所在地の都道府県が定める医療計画に記載がある場合等における診療所の病床設置の届出
- 保健所長の医師資格要件の特例の期間延長【周知】
 - ⇒ 医師以外の保健所長については、現行の特例期間(最大4年)が満了する時点においてもなお、一地方公共団体の全ての保健所長に医師を充てることが著しく困難であると当該地方公共団体の長が判断した場合に、同一保健所で4年を超えない限り、当該地方公共団体の他の保健所において引き続き保健所長に充てることが可能であることを明確化する。
 - 併せて、この場合であっても公衆衛生医師確保の計画を作成するなど当該地方公共団体による一層計画的な取組が必要であることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。

- 法定予防接種の保護者同意要件の緩和【周知】【政省令等】
 - ⇒ 児童相談所長が一時保護を加えた児童、児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者が行方不明等の場合については、児童福祉法に規定する親権を行う者又は未成年後見人のない場合に含まれるため、児童相談所長又は児童福祉施設の長が親権を行使して法定予防接種の実施に同意することが可能であることを、地方公共団体に平成27年中に通知する。
 - ⇒ 児童相談所長が一時保護を加えた児童、児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者の行方は分かるものの連絡が取れない等の事由により、保護者の同意の有無を確認することができない場合については、児童相談所長又は児童福祉施設の長の同意による予防接種の実施を可能とする。

- がん診療連携拠点病院等の指定等の推薦手続に係る都道府県への連絡を早期化【周知】
- 指定難病の医療受給者証に記載がされていない指定医療機関での診療等も緊急の場合等には特定医療費の支給対象とすることができることの明確化等【周知】【検討】
- 助産師養成所において行う助産学実習中の分べん取扱件数につき、「十回程度」の範囲の明確化【周知】
- 看護師等の離職時等の届出制度の周知・広報の徹底【周知】
- 大規模災害発生時における海外の医療隊の派遣受入れが円滑にできるよう、東日本大震災時の対応等を踏まえた検討【検討】

生活保護関係

- 被保護者が使用した公共料金の支払いについて、金銭管理支援を自立支援プログラムに位置付けて実施することで効果的な支援を行うことができることを通知【周知】
- 要保護者等の資産・収入等に関する報告の求めについて、雇主等に対して協力要請を行う【検討】
- 資力があるにもかかわらず受けた費用の返還債権の、破産法における在り方の見直し等【検討】【周知】
- 被保護者の年金関連情報の照会事務の円滑化【検討】

介護保険・障害者福祉関係

○ 介護支援専門員業務に係る指導監査事務の都道府県から市町村への移譲【検討】

⇒ 介護支援専門員に対する報告の求め、指示・研修受講命令及び業務禁止に係る事務については、地方公共団体から意見聴取を行った上で、介護支援専門員が業務を行う地の市町村への付与又は移譲について検討し、平成28年中に結論を得る。

○ 介護保険における住所地特例の見直し【検討】【周知】

⇒ 要介護認定を受けていない高齢者等が一般住宅等に移住した場合における介護給付費の財政調整について、特に年齢が高い高齢者が多い地方公共団体によりきめ細かく配分するなど、調整交付金の在り方について検討。

⇒ 必須サービスのみのサービス付き高齢者向け住宅について、現在は食事の提供等をしていなくても、将来において食事の提供等を行うことを取り決めている場合には有料老人ホームに該当し、住所地特例の適用対象となることが可能であることを周知。

⇒ 障害者支援施設等の介護保険適用除外施設へ入所していた者に係る住所地特例の適用については、実態等を踏まえて検討。

○ 特例居宅介護サービス費等の支給対象となる地域(離島等)の変更について、地方公共団体の意向の聴取等を行う【周知】

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の報酬の見直し【検討】

○ 軽費老人ホームのサービス利用者から徴収する額の基準の在り方を見直し【検討】

○ 認知症初期集中支援チームにおける医師要件の緩和等【検討】【周知】

○ 指定障害福祉サービス事業者等の届出の受理等に係る事務の移譲【検討】

⇒ 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定一般相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等について、平成27年度に実施された指定都市への移譲の状況を踏まえ、地方公共団体から意見聴取を行った上で、中核市に移譲する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。

○ 障害者総合支援法に基づく市町村検査事務の一部を法人に委託することを可能とする【検討】

○ 意思疎通を図ることに支障がある障害者の入院において、意思疎通支援者の付添いが可能であることを明確化【検討】

○ 特例介護給付費等の支給に関する基準該当事業所の認定手続等について、事業所所在地の市町村が行うことが可能であることの明確化【周知】

○ 障害支援区分の認定にあたって必要となる医師意見書の作成に当たる医師の確保のための、主治医研修の取組事例の周知【周知】

○ 特別支援学校内において、就労移行支援事業所のアセスメントの実施が可能であることの周知【周知】

○ 障害者総合支援法に基づき施設外就労を行う場合における、施設への通所日数要件の緩和【検討】

○ 地方社会福祉審議会の調査審議事項の見直し【法改正】

⇒ 地方社会福祉審議会において、精神障害者福祉に係る事項を調査審議できるようにする。その際、地方精神保健福祉審議会(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)においても引き続き精神障害者福祉に係る事項を調査審議できるようにする。

社会保障教育について

- 平成26年7月にとりまとめられた「社会保障の教育推進に関する検討会報告書」を踏まえ、都道府県教育委員会や先生方の研究会の場での説明を順次実施中。今後も幅広く展開し、社会保障の理解を推進。

(映像教材)



社会保障って、なに?
～身近な人から学ぶ健康保険や公的年金の話～

中学生・高校生・青年・成人向け映像教材

このDVDは健康保険・公的年金など社会保障制度についてわかりやすく紹介しています。誰にでも起こりうるリスクに対して、社会全体で支えあふ社会保険制度の意義を学んで頂くことを目的としています。

プロフィール ～社会保障制度とは～
健康保険や公的年金について皆さんはどのくらい知っているのでしょうか? 7割の高校生がクイズを出題し過ぎておもしろ。各話ストーリーが面白くつづいておもしろになります。

クイズ問題
Q. 公的年金の保険料は月に変わりますか?
1. 自分の年齢のために積み立てられる
2. 今の高齢者の年金になる
Q. 公的年金は健康保険と同じ仕組みで、若い時には受け取れない
1. ○ 2. ×
Q. 公的年金を受け取っている高齢者は健康保険の保険料を納付しなくてもいい。
1. ○ 2. ×

健康保険の事例 (ドラマ)
高校生の友達は、健康保険について先輩に話を聞きに行きます。先輩の父親が手術を受けた時、治療費は100万円でした。でも、健康保険のおかげで自己負担額は...

健康保険の概要 (解説)
健康保険はすべての人が加入し、病気や怪我等で病気を治すための制度です。かけた医療費のうち自己負担分だけが減ります。さらに、大きな治療費がかかる場合は高額療養費制度によって負担が小さくなります。誰でも必要な時に必要な医療を受けられることができます。

公的年金の事例 (ドラマ)
高校生の友達は、公的年金について調べてみます。納めた保険料はどのように使われるのでしょうか。お年寄りを支えるため? それとも老後の自分への積立金?

公的年金の概要 (解説)
公的年金は社会全体でお年寄りを支える制度です。加入者は老後、つまり働かなくなった年金を受け取り、生活を保障されます。その他に、障害者になった場合や、働き手を持った遺族も対象となります。生活していくための所得が得られなくなる可能性は高にもありますが、その一方で社会全体で支えあふ公的年金制度です。なお20歳になったら国民全員が年金保険料を納める義務を負います。

健康保険・公的年金のまとめ (約4分)
学習のポイント (約2分)

企画 制作 厚生労働省 制作協力 (株)映像教育制作所
文部科学省特別選定/選定 平成25年11月27日 平成25年10月制作

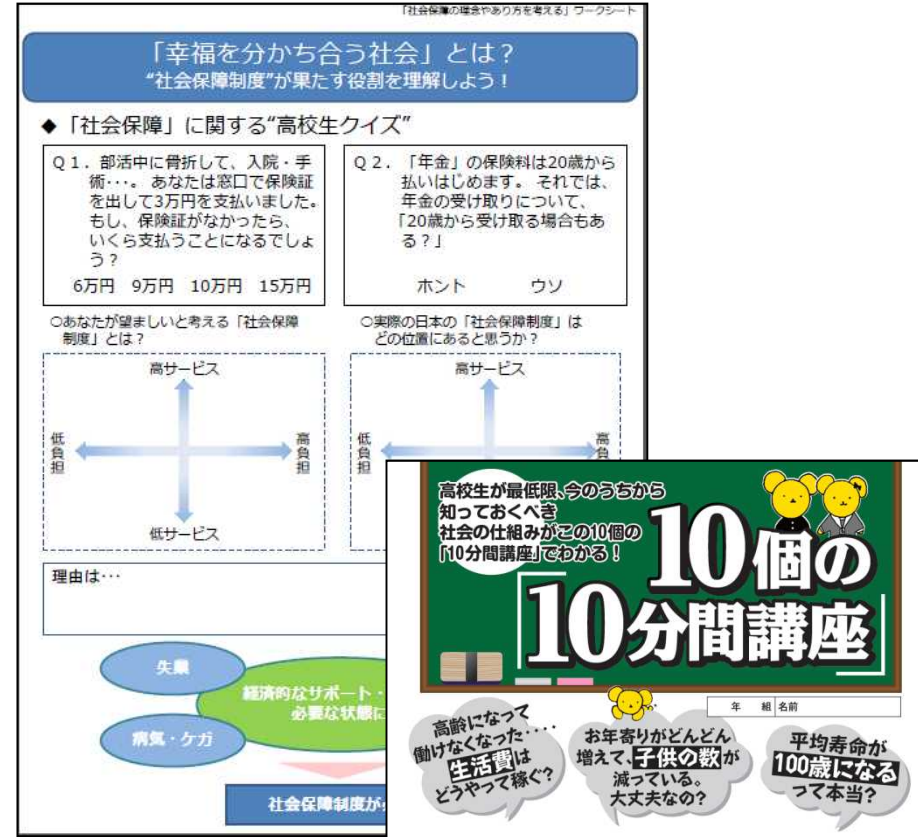
本ケースには映像教材を見ながら使用できるワークシートが添付されています。適宜コピーしてご利用ください。

【ディスクの根拠のしるし】DVDプレーヤーまたはDVDドライブのあるパソコンで再生してください。
DVD VIDEO NTSC/COLOR 片面一層 MPEG2 非売品

このディスクの内容は、著作権者に無断で一部または全部を複製し、複製、放送(複製、転送)、インターネットでの公開、有料上映、レンタル(有償、無償)を行うことは法律で禁じられています。

厚生労働省

(ワークシート)



「幸福を分かち合う社会」とは?
“社会保障制度”が果たす役割を理解しよう!

◆「社会保障」に関する“高校生クイズ”

Q 1. 部活中に骨折して、入院・手術…。あなたは窓口で保険証を出して3万円を支払いました。もし、保険証がなかったら、いくら支払うことになるでしょう?
6万円 9万円 10万円 15万円

Q 2. 「年金」の保険料は20歳から払いはじめます。それでは、年金の受け取りについて、「20歳から受け取る場合もある?」
ホント ウソ

○あなたが望ましいと考える「社会保障制度」とは?
高サービス 高負担
低負担 低サービス

○実際の日本の「社会保障制度」はどの位置にあると思うか?
高サービス 高負担
低負担 低サービス

理由は…

失業
病気・ケガ
経済的なサポート・必要な状態に
社会保障制度が

10個の10分間講座

高校生が最低限、今のうちから知っておくべき
社会の仕組みがこの10個の「10分間講座」でおわかる!

高齢になって働けなくなった…生活費はどうやって稼ぐ?
お年寄りがどんどん増えて、子供の数が減っている。大丈夫なの?
平均寿命が100歳になるって本当?

- ※ 文部科学省教育映像等審査制度において、
- ・ 中学校生徒向き・高等学校向き「文部科学省特別選定」
 - ・ 青年向き・成人向き「文部科学省選定」 (に評価)

都道府県、市町村、厚生局 主催のイベントでご活用ください。
大人用としても好評です。
※出張授業もいたします。お気軽にお問い合わせください。

(担当) 社会保障担当参事官室 松原 (03-3595-2159)

教材のダウンロードは、

社会保障教育

検索

で、厚生労働省HPから可能です。

教育検討会の「提言」に基づき、高校教員向けの研修会を実施

| | | | | | |
|------------------|----------|--------------------|---------|-----------------|----------|
| 東京都公民科・社会科教育研究会 | 平成26年8月 | 全国公民科社会科教育研究会 | 平成27年2月 | 茨城県教育課程研究協議会 | 平成27年7月 |
| 神奈川県社会科部会 | 平成26年10月 | 青森県高等学校教育研究会地歴公民部会 | 平成27年2月 | 東京都教職員研修センター | 平成27年7月 |
| 千葉県高等学校教育研究会社会部会 | 平成26年11月 | 埼玉県高等学校社会科教育研究会 | 平成27年2月 | 沖縄県家庭科教育研究会 | 平成27年7月 |
| 群馬県教育研究会公民部会 | 平成26年11月 | 福岡県高等学校公民科研究会 | 平成27年2月 | 山梨県家庭部会全体研修会 | 平成27年8月 |
| 神奈川県教育課程説明会 | 平成26年11月 | 北海道指導主事研修会 | 平成27年3月 | 香川県教育研究会地歴公民科部会 | 平成27年11月 |
| 山梨県地歴公民研究協議会 | 平成27年1月 | 大阪府教育センター初任者研修 | 平成27年5月 | 石川県教育研究会地歴公民科部会 | 平成27年11月 |
| 長野県福祉担当教員会議 | 平成27年1月 | 茨城県高等学校教育研究会公民部会 | 平成27年6月 | | |

※研修会に参加した高校教員から依頼があり、平成27年10月に東京都立小山台高等学校定時制課程で授業を実施（参加生徒20名）

これまでに、延べ1,160人に社会保障教育の研修を受講いただいている

特に関心が高い先生とは、継続的に意見交換させていただき関係を構築。
教育現場の実践と厚生労働省がよりスムーズに繋がるよう、日々説明方法等を改善中。

＜社会保障教育の教材：DVD、各種ワークシート（「社会保障の理念やあり方」「公的医療保険」「年金 10個の10分間講座」）＞（平成27年12月現在）

社会保障って、なに？
～身近な人から学ぶ健康保険や年金の話を～
文部科学省特別選定 中学校・高等学校向け
文部科学省選定 専修・成人向け

「幸福を分かち合う社会」とは？
“社会保障制度が果たす役割を理解しよう！”

◆「社会保障」に関する「高校生クイズ」

Q1. 部活中に骨折して、入院・手術... あなたは窓口で保険証を出して3万円を支払いましたが、保険証がなかったら、いくら支払うことになるでしょうか？
6万円 9万円 10万円 15万円

Q2. 「年金」の保険料は20歳から払いはじめます。それでは、年金の受け取りについて、「20歳から受け取る場合もある？」
ホント ウソ

○あなたが望ましいと考える「社会保障制度」とは？

○実際の日本の「社会保障制度」はどの位置にあると思うか？

理由ほ...

失業、病気・ケガ、高齢になって収入が減少する、育児、経済的サポート・援助が必要になる、社会保障制度が必要

公的医療保険って何だろう？

10個の10分間講座

高齢になって働けなくなった... 生活費はどのように稼いで？
平均寿命が100歳になるって本当？
高齢になって働けなくなった... 生活費はどのように稼いで？
平均寿命が100歳になるって本当？

高等学校、中学校の先生等のための
社会保障教育セミナー

「正しい事実」と「大切なこと」を、どう教えるか
2015年8月20日(木) 13:00～17:00(12:30開場)
三田共用会議所(東京都港区) でお待ちしております

●第1部(基調講演) 13:00～14:30
「社会保障を読み解く 論理的思考力が身に付く講座」
講師：横野 真衣 氏(経済解説者)
14:30～15:15 厚生労働省職員による教材説明 ～ 休演

●第2部(現場からのレポート) 15:15～16:55(質疑応答あり)
(1)「現場教員から見た社会保障とその教育」
講師：梶ヶ谷 雅 氏(東京都立大学講師、前神奈川県立高等学校教員)
(2)「「幸福を分かち合う社会」とは？」
講師：高向 三喜男 氏(東京都立大学講師)

※ 文部科学省教育映像等審査制度において、
・中学校生徒向き・高等学校向き「文部科学省特別選定」
・青年向き・成人向き「文部科学省選定」 (評価)

平成27年度夏には、三田共用会議所で「社会保障教育セミナー」を実施。
社会保障の教育が、継続的・全国的に行われる環境づくりのため、今後も幅広く取組を推進。

社会保障・税番号制度の 導入について

社会保障・税番号制度の開始に当たって

- 社会保障・税番号制度の導入により、地方公共団体において生活保護、児童手当、介護保険といった社会保障分野の事務に個人番号の利用が開始されています。
- 番号制度の開始に当たっては、番号の確認等の新たな事務が生じますが、制度導入により、同一の住民の方の情報を適切に管理することができようになり、また、情報連携開始後は、各種給付事務などに必要な、他の機関の保有する情報を、オンラインで共有することが可能になる等の効果が期待されていますので、制度が円滑に運用されるよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
- なお、各制度の詳細な事務の取扱いについては、昨年来、所管部局から事務連絡等を発出していますので、そちらもあわせて御確認の上、ご対応のほどよろしくお願いいたします。また、平成29年7月の情報連携開始に向け、引き続き、着実に準備を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。



社会保障分野における制度導入の効果

○ 社会保障分野における番号制度導入により、例えば以下の効果が期待されます。

① 同一住民の情報の効率的な検索・管理 【28年1月～】

② 住民票・所得証明書等の添付書類の省略 【29年7月以降～】

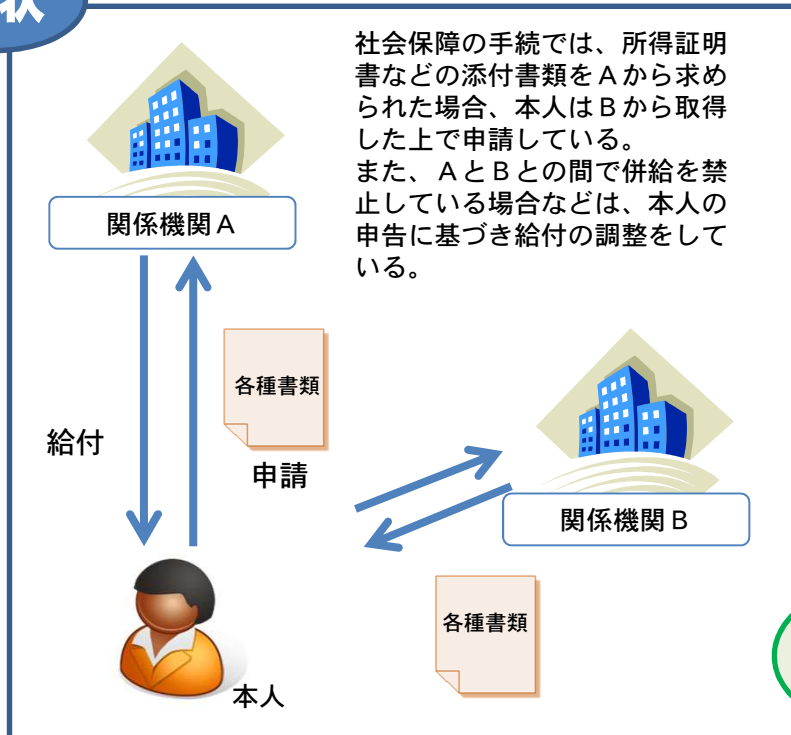
⇒ 児童扶養手当の支給申請の際に、所得状況を証明する書類等の添付書類の省略が可能となる。

③ 異なる制度間における給付調整の確実性の向上 【29年7月以降～】

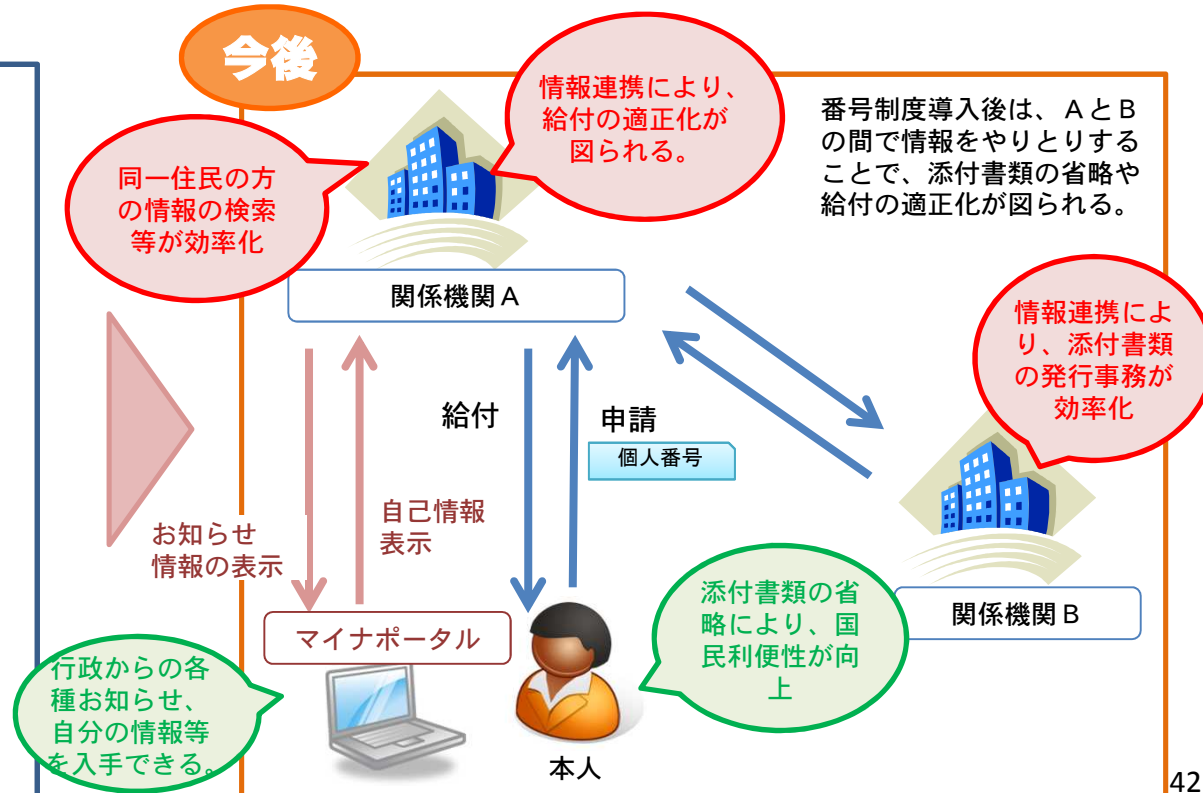
⇒ 特別児童扶養手当の支給申請の際に、障害を支給事由とする年金給付との併給調整をより確実に行うことが可能となる。

④ マイナポータルを活用したお知らせ情報の表示 【29年1月以降～】

現状



今後



国民健康保険分野における番号利用・情報連携の手続例

例) 国民健康保険の資格取得の届出、受理

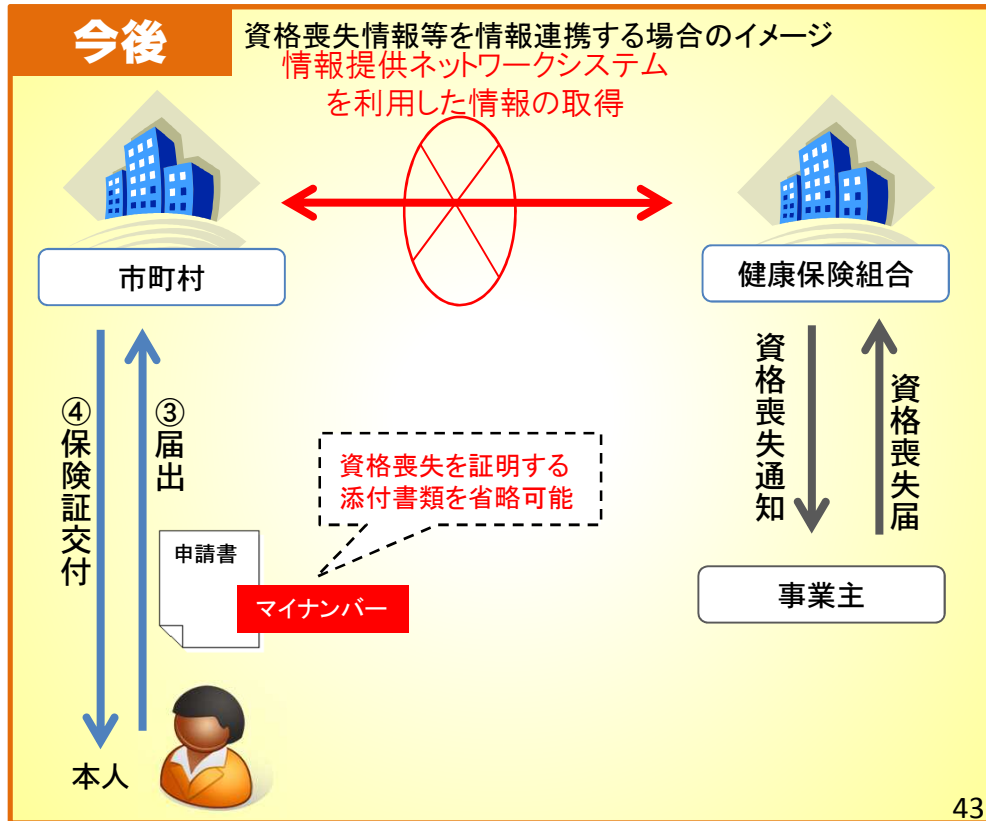
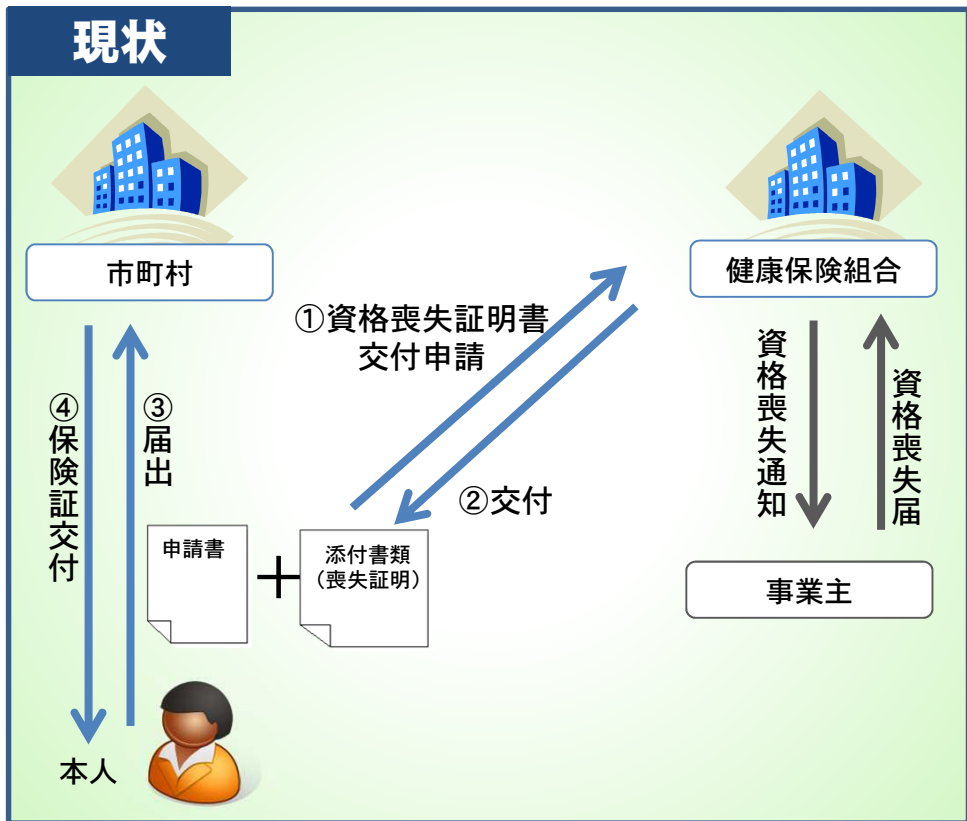
※想定されるパターンのいくつかを例示したもの。本資料を参考に各自治体に応じた具体的なフローを検討されたい。また、本人確認措置を行う主体については記載を省略している。

1. 番号利用の概要

国民健康保険の資格取得届にマイナンバーの記載欄を追加し、届出を受ける際に、対象者のマイナンバーを取得し、管理することとなる。

2. 情報連携の概要

資格取得届の審査の際に、上記により取得したマイナンバーにより、情報提供ネットワークシステムを利用して、前医療保険者から資格喪失に関する情報を取得する。



本人確認の事務について

- 個人番号を本人から提供を受けるときは、個人番号の提供を受けるとともに、**個人番号の確認**（正しい番号であることの確認）と**身元確認**（番号の正しい持ち主であることの確認）を行う**本人確認の措置**が必要です。
- このため、個人番号を含む申請を受け付ける場合は、原則、**住民の方が、通知カード等の個人番号が記載された書類等を持参いただく必要があります**ので、引き続き、周知のほどよろしくお願いいたします。
- なお、これらの方法が困難な場合には過去に本人確認を行って作成したファイルで番号の確認を行うことなども認められます。

個人番号の確認



身元（実在）の確認



個人番号カード

通知
カード

or

住民票
(番号付き)

等



運転
免許証

or

パス
ポート

等

※ 上記が困難な場合は、
過去に本人確認の上で作
成したファイルの確認

等



※ 上記が困難な場合は、**健康保険の
被保険者証と年金手帳などの2以上の
書類の提示**

等

業務システム改修に係る国庫補助等について①

1 補助対象団体

都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)

※ 介護保険等の一部事務組合又は広域連合(以下「一部事務組合等」という。)も対象。

2 補助対象システムと対象経費等

(1) 補助対象システム

- ① 都道府県・・・生活保護、障害者福祉、児童福祉、健康管理のシステム
- ② 市町村・・・生活保護、障害者福祉、児童福祉、国民健康保険、後期高齢者医療(市町村分)、介護保険、健康管理、国民年金のシステム

(2) 対象経費

社会保障・税番号制度導入に必要な業務システムの改修(番号対応部分)に係る経費。

表 各年度事業における対象経費

| 事業 | 対象経費 |
|--------|------------------------|
| 26年度事業 | システム設計、プログラム開発・単体テスト |
| 27年度事業 | プログラム結合・総合テスト、団体内連携テスト |
| 28年度事業 | 総合運用テスト(注) |

(注) 27年度に交付申請を行っていない自治体(27年度に交付申請を行っていても申請額が基準額を下回る自治体も含む。)は、28年度に27年度事業分(プログラム結合・総合テスト、団体内連携テスト)の申請が可能。

※ 26年度事業分(システム設計、プログラム開発・単体テスト)の繰越については、27年度までの繰越に限ることに留意。パッケージソフトの場合であっても、番号対応部分に係る対象経費を抽出した上で、上記区分に分けて申請する必要あり。

業務システム改修に係る国庫補助等について②

(3) 社会保障・税番号制度導入に必要なシステム改修の例

- 個人番号利用に伴う表示機能(画面、帳票)の改修
 - データベースにおけるデータ項目の追加
 - 個人番号による検索機能の追加
 - 情報連携に伴う業務プログラムの改修
(中間サーバーへの情報提供データの抽出、情報照会内容の表示等) 等
- ※ 中間サーバ・ハードウェアの整備経費等を除く。

3 補助額

- 補助対象経費として厚生労働大臣が認めた額の 2/3(国民年金、及び障害者福祉のうちの特別児童扶養手当については、10/10)
※ 千円未満の端数は切り捨て、地方負担分(1/3)については、普通交付税及び特別交付税措置。
- 国庫補助基準額は、予算の範囲内において、想定事業費(注)を基礎として人口規模及びシステム類型に応じた標準的な費用として算出。
- 基準額は、人口規模で公平に算出するため、単純に人口規模区分に当てはめるのではなく、自治体の人口数に応じて基準額が増加するように算出。また、1次交付、2次交付以降を通じて同様の算出方法とすることで、公平に算出。
- なお、基準額は、一般分及び国民年金・特別児童扶養手当分の区分で設定。各自治体は、当該区分ごとの配分額の範囲内で、システム別に事業費を配分し交付申請することが可能。

業務システム改修に係る国庫補助等について③

4 28年度予算政府案

28年度はシステム改修に必要な経費(総合運用テスト分)を要求。

■国庫補助の対象

番号制度の導入に係る地方公共団体のシステム整備(下記システム)について、平成26年度から平成28年度にかけて国庫補助を措置。

(単位:億円)

| 項目 | | H26 | H27 | H28(案) |
|---|------|-------|-------|--------|
| 社会保障システム (国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、障害者福祉、児童福祉、生活保護、介護保険、健康管理) | 事業費 | 271.1 | 225.3 | 209.3 |
| | 国庫補助 | 185.3 | 154.2 | 143.4 |

■国庫補助率

- ・補助率 = 2/3 : 国民健康保険、後期高齢者医療(市町村分※)、障害者福祉(特別児童扶養手当を除く)、児童福祉、生活保護、介護保険、健康管理
※後期高齢者医療広域連合については別途国庫補助を実施。

- ・補助率 = 10/10 : 国民年金、特別児童扶養手当

■社会保障システムの地方負担分(1/3)については、普通交付税及び特別交付税措置。

平成27・28年度システム整備費補助金の交付スケジュール

○ 平成28年度においては、当初交付決定通知を8月を目途に実施する予定。

| | 平成27年度補助金 | 平成28年度補助金 |
|-------|--|--|
| 第1四半期 | 4/21 交付要綱・実施要綱発出 4/21 当初申請に係る基準額内示 5/29 当初交付申請(原本)提出期限 | 4月上旬 交付要綱・実施要綱発出 4月中旬 当初申請に係る基準額内示 5月下旬 当初交付申請(原本)提出期限 |
| 第2四半期 | | 8月 当初交付決定通知 9月 変更申請に係る基準額内示 |
| 第3四半期 | 10/28 当初交付決定通知 11/16 変更申請に係る基準額内示 12/18 変更申請に係る交付申請(原本)提出期限 | 10月 変更申請に係る交付申請(原本)提出期限 12月 変更申請に係る交付決定通知 |
| 第4四半期 | 1月 変更申請に係る交付決定通知 2月中旬 実績報告提出依頼 3月下旬 実績報告提出期限 | 1月 実績報告提出依頼 3月下旬 実績報告提出期限 |
| 出納整理期 | <p>【全ての契約が年度内に完了した場合】</p> <p>4月中旬 確定通知送付 4月下旬 交付額確定・精算</p> <p>【全ての契約が年度内に完了しなかった場合】</p> <p>繰越額確定計算書依頼 (電子媒体:4月上旬〆、原本:4月中旬〆) 地方繰越(翌債)申請及び事業完了予定期日変更報告提出 (電子媒体:2月中旬〆、原本:3月下旬〆) 4月下旬 年度終了報告提出 (電子媒体:3月上旬〆、原本:4月下旬〆)</p> | 同左 |

見積書を確認する際のチェックポイント（例）

○ 番号制度導入に伴う業務システム改修経費の見積書を確認する際には、以下の事項にも留意して十分な精査を行うようお願いする。

1 「システム改修費一式」ではなく、詳細な内訳を提出させる

作業工程（設計、開発、テストなど）毎に、作業項目、作業者（SE、プログラマなど）と工数（人月、人日など）がわかる内訳を提出させ、特に以下の点に注意して内訳を確認する。

- ① 不要な作業項目が記載されていないか。
- ② 作業項目毎の作業者と単価が適正か、また、妥当な工数となっているか。

2 見積根拠資料の確認（デジタルPMOの活用）

ベンダーにどの情報に基づき見積もったのか確認する。（見積にはデジタルPMO掲載情報に基づいた積算が不可欠であり、確認不足による過大なリスクを計上していないか確認する必要がある。）

3 庁内情報システム部門と連携した体制を整備する

社会保障部門の担当者のみならず、作業者や工数、単価の妥当性を判断できる情報システム部門の担当者も含めた体制を整備し、共同で見積を精査する。

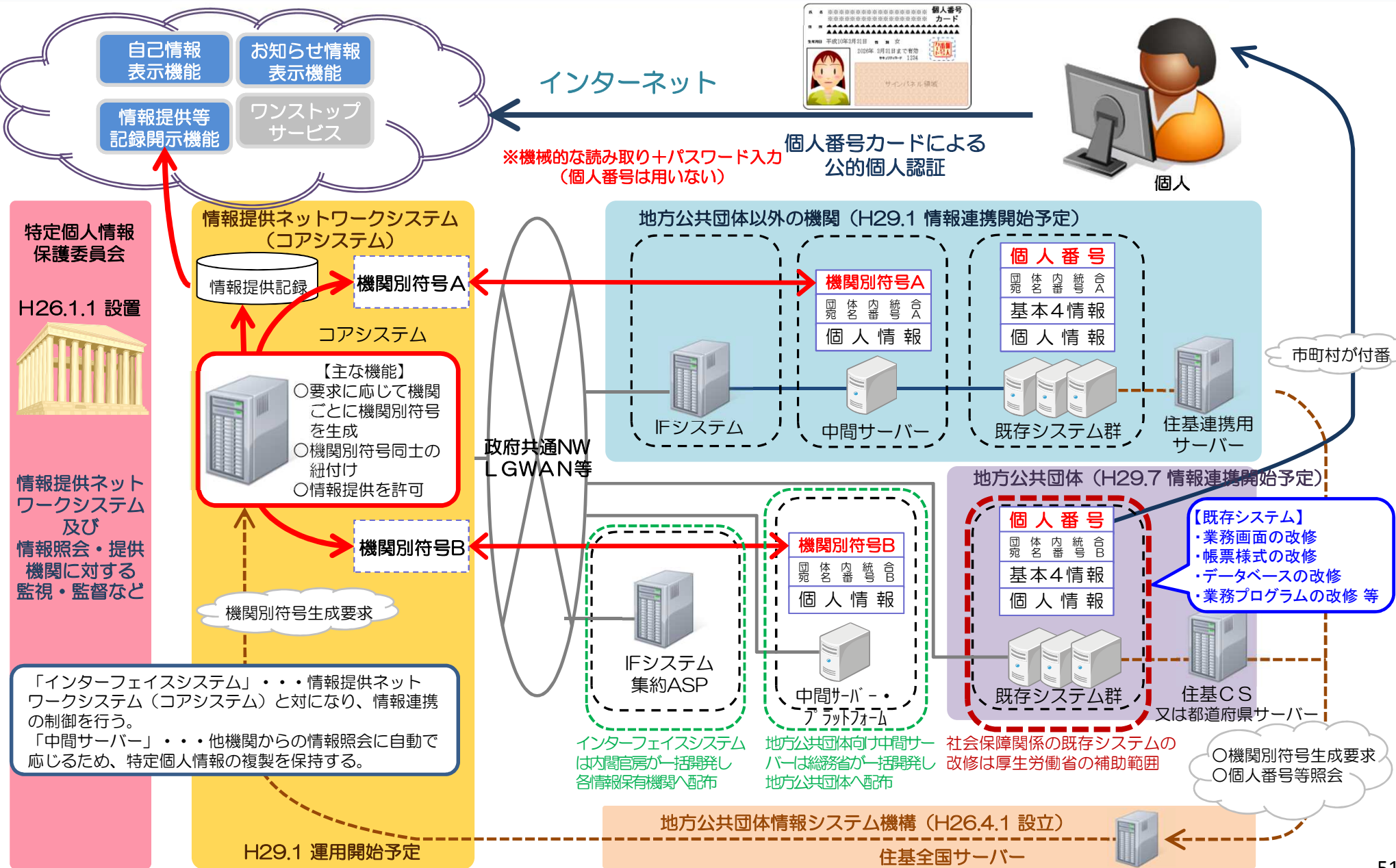
4 庁内の先行システムや他の自治体における類似事例との比較

- 庁内で既に番号制度のシステム改修に着手しているシステムや、必要に応じて人口規模・システム類型が同じ他の自治体システムの見積と比較し、それら見積との違いをベンダーに説明させる。
- 複数者から見積を取得し、それぞれ比較した上で真に必要な作業項目、単価、工数を見極める。

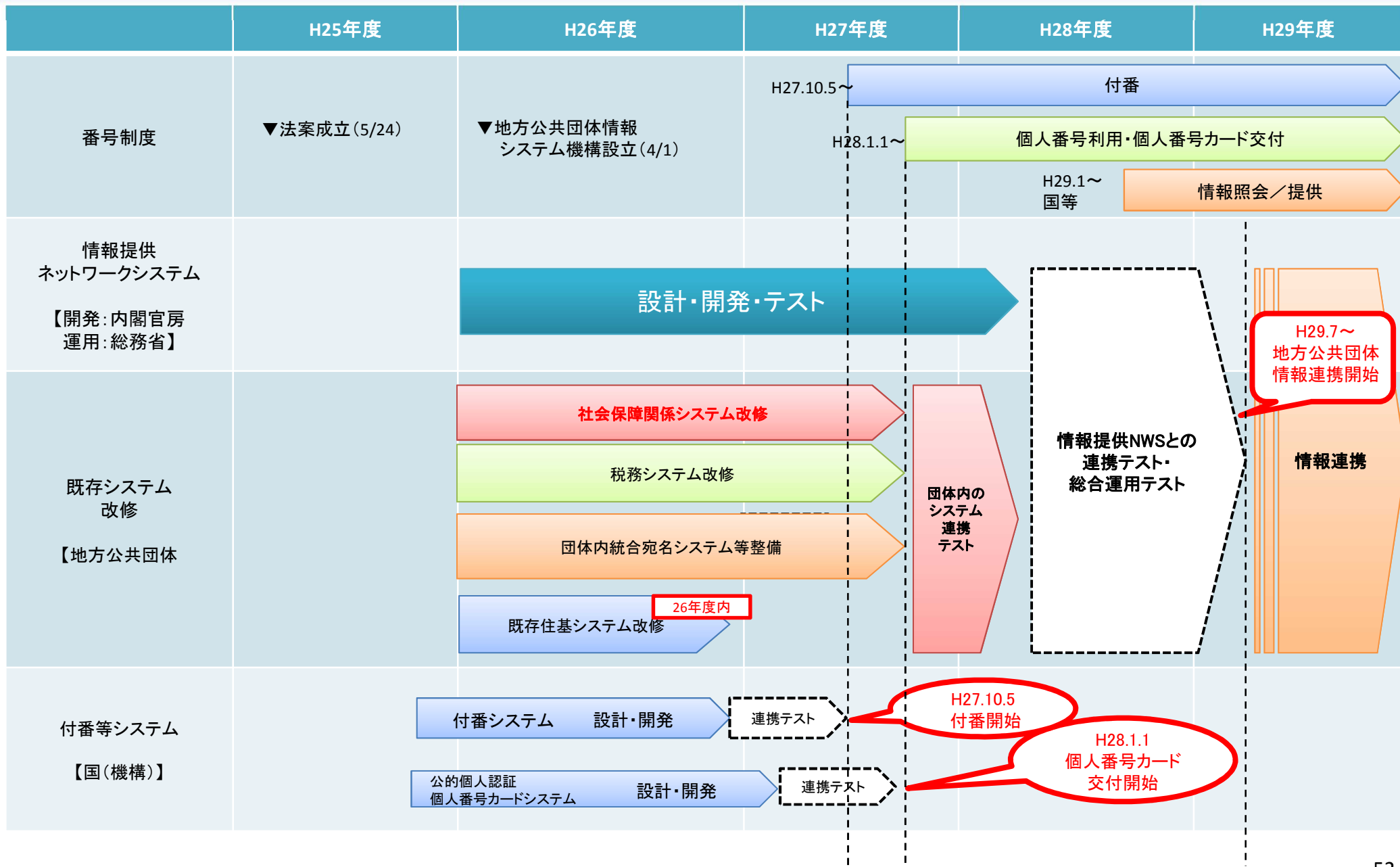
(参考) 地方公共団体の社会保障関係システム

| システム名 | | 概要 |
|----------|-------------|---|
| 都道府県・市町村 | 生活保護システム | 生活保護の対象者の生活相談受付、保護申請審査、支給管理、統計処理等を行うシステムを指す。 |
| | 障害者福祉システム | 障害者資格の管理、給付の管理、進達処理、通知書発行、支払管理、統計処理等を行うシステムを指す。 |
| | 児童福祉システム | 児童手当、児童扶養手当等の対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理、その他保育所保育料の算定等を行うシステムを指す。 |
| 市町村 | 国民年金システム | 国民年金第1号被保険者の資格、付加保険料、保険料の免除等、年金給付の情報の管理等を行うシステムを指す。 |
| | 国民健康保険システム | 国民健康保険の資格の管理、保険料(税)の賦課・収納管理、給付・レセプト管理、統計処理等を行うシステムを指す。 |
| | 後期高齢者医療システム | 後期高齢者医療の資格の管理、保険料(税)の賦課・収納管理、給付・レセプト管理、統計処理等を行うシステムを指す。 |
| | 介護保険システム | 介護保険被保険者の資格管理・介護保険料の賦課・介護保険料の収納管理・受給者の台帳管理を行うシステムを指す。 |
| | 健康管理システム | 乳幼児及び高齢者の予防接種管理対象者への予防接種の案内通知、接種履歴管理、その他保健衛生等の管理を行うシステムを指す。 |

(参考) 社会保障関係システム改修支援等の範囲



(参考) 社会保障・税番号制度導入に向けた地方公共団体関係のスケジュール



政策統括官(社会保障担当) 施策照会先一覧 (厚生労働省代表電話 03-5253-1111)

| 施策事項(資料ページ) | 所管課室 | 担当係 | 担当者 | 内線 |
|------------------------------------|----------------|-------|-------|------|
| 社会保障制度改革について (2ページ~18ページ) | 社会保障担当 参事官室 | 政策第一係 | 金子 正 | 7691 |
| 一億総活躍社会について (19ページ~30ページ) | 社会保障担当 参事官室 | 政策第一係 | 金子 正 | 7691 |
| 地方分権について (31ページ~36ページ) | 社会保障担当 参事官室 | 政策第三係 | 中川 敬介 | 7697 |
| 社会保障教育について (37ページ~39ページ) | 社会保障担当 参事官室 | 政策第三係 | 松原 浩一 | 7699 |
| 社会保障・税番号制度の導入について (40ページ~52ページ) | 情報政策担当 参事官室 | 評価企画係 | 岡田 裕嗣 | 7424 |